

五島市財政改革プラン
(第2次財政健全化計画)
平成23年度～27年度

平成23年3月
五島市

目 次

はじめに	1
1 中期財政見通し（平成23～27年度）	2
2 五島市財政改革プランの目標	6
3 具体的な対策	7
4 健全化後の中期財政見通し（平成23～27年度）	10
5 第1次財政健全化計画の実施状況	14
6 財政状況の推移	19
おわりに	26
参考 [中期財政見通しの試算方法]	27

はじめに

平成 16 年 8 月の合併により誕生した五島市では「歳入に見合う歳出構造への転換」を基本方針としながら「人に優しい行政サービスと安心して暮らせるまちづくり」を目標に財政運営を行なってまいりました。

前回策定した第 1 次財政健全化計画では、平成 22 年度を計画最終年度に①財政健全化期間中の単年度収支不足の解消、②平成 22 年度における経常収支比率 90%以下、③平成 22 年度における公債費比率 18%以下という 3 つの目標を掲げ財政の健全化に努めてまいりました。

これらの目標は、ほぼ達成することができ、財源調整基金の枯渇及び「財政再建団体」（現在では財政再生団体に制度移行）への転落は回避できております。

今回の「財政改革プラン」の策定は、新たに試算した今後 5 カ年（H23～27）の「中期財政見通し」や普通交付税の合併算定替の段階的縮減（H27～31）を踏まえ、平成 22 年 3 月に策定しました「第 2 次行政改革大綱」にも示されておりますように、財政改革プランの策定と推進が必要との立場で策定いたしました。

五島市が合併のスケールメリットを生かし、「歳入に見合う歳出構造への転換」を図り健全な財政運営を確立するため、引き続き市民の皆様と関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 23 年 3 月

注：第 1 次財政健全化計画・・・五島市財政健全化計画（平成 18 年度改訂版）を指しますが、今回策定する計画との区別を図るため本文中では第 1 次、第 2 次と記しております。

1. 中期財政見通し（平成 23～27 年度）

今回の「五島市財政改革プラン」の策定にあたって、4 ページから 5 ページの表 1 のとおり、今後 5 年間の「中期財政見通し（平成 23 年度～平成 27 年度）」（以下、「中期財政見通し(H22 試算)」という。）を試算いたしました。

この「中期財政見通し(H22 試算)」は、現行の行政サービスの水準を維持し、かつ、建設事業など現時点で計画されている事業を予定通り実施し、このまま財政運営を継続した場合の普通会計の収支見込みです。

詳しい試算方法は、27 ページの「中期財政見通しの試算方法」のとおりですが、原則として、平成 22 年度当初予算額をベースに、今後一定額以上の事業費又は一般財源の増減がある事業（本市予算の細々目）の増減を見込んだものです。

また、「中期財政見通し（H22 試算）」の最終年度（平成 27 年度）から普通交付税の合併算定替えの段階的縮減が開始されることとなっております。

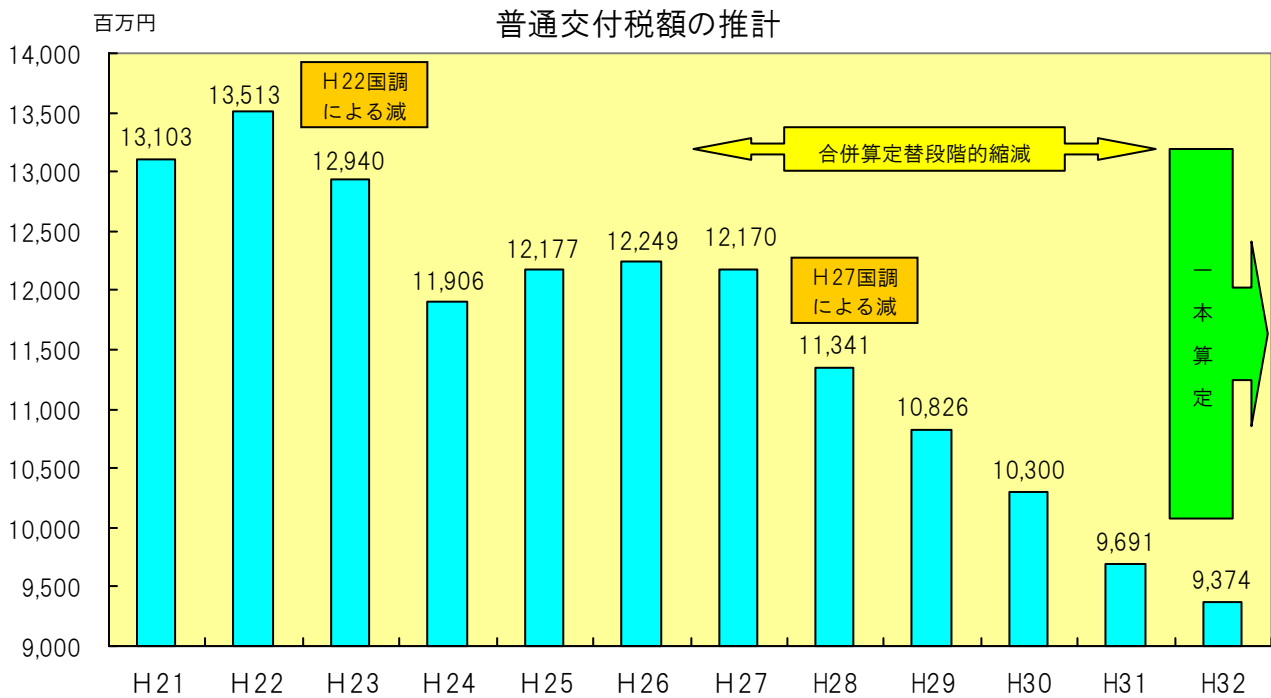
ちなみに、この段階的縮減は平成 27 年度から平成 31 年度まで 5 ケ年かけて実施され、平成 32 年度には一本算定となり、平成 22 年度と平成 32 年度の普通交付税を比較した場合、約 41 億円が削減されると試算しております。

※普通会計 地方財政統計上統一的に用いられる会計区分で、本市の場合、一般会計（行政運営の中心となる基本的な会計）に診療所事業特別会計及び土地取得事業特別会計を合算した会計区分をいう。

※普通交付税 地方公共団体の財源の均衡と確保を目的として国から交付される地方交付税のうち、一般的な財政需要に対して交付される税をいう。

※合併算定替 合併後でも、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による普通交付税の不利益を被ることがないようにされた優遇措置。（五島市の場合、旧 1 市 5 町分が算定されている。）合併後 10 ケ年度継続された後、段階的縮減期間（5 ケ年度）を経て終了する。

※一本算定 合併算定替の段階的縮減の後、合併後の団体のみ算定となる。



注) 国勢調査で人口が減少すれば、人口を基本単位として交付される普通交付税が減少します。

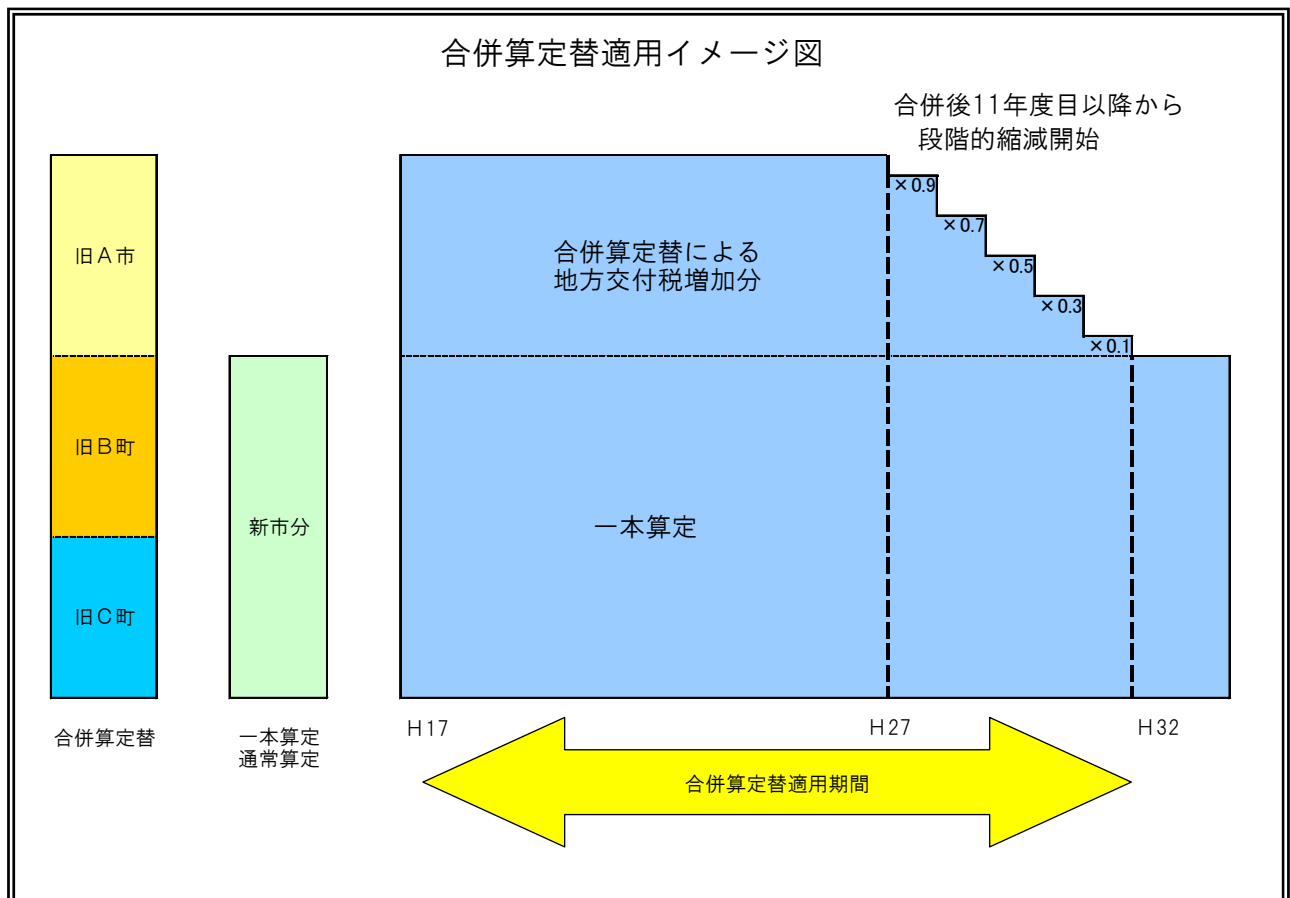


表1 中期財政見通し（平成23年度～平成27年度）

（単位：百万円，％）

	平成22年度当初予算		平成23年度見込額			平成24年度見込額		
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	対前 年比	事業費	一般財源	対前 年比
歳入総額(ア)	27,524	19,926	28,076	19,050	△ 4.4	29,086	18,709	△ 1.8
市税（地方税）	3,224	3,224	3,193	3,193	△ 1.0	3,086	3,086	△ 3.4
地方譲与税	309	309	309	309	0.0	309	309	0.0
各交付金	488	488	488	488	0.0	488	488	0.0
地方特例交付金	53	53	53	53	0.0	53	53	0.0
地方交付税	14,285	14,285	13,769	13,769	△ 3.6	13,536	13,536	△ 1.7
国県支出金	4,684	0	5,520	0	0.0	4,770	0	0.0
市債（地方債）	3,435	1,520	3,679	1,191	△ 21.6	5,756	1,191	0.0
その他	1,045	47	1,065	47	0.0	1,089	47	0.0
歳出総額(イ)	27,563	19,965	28,503	19,477	△ 2.4	30,046	19,669	1.0
人件費	5,763	5,516	5,620	5,378	△ 2.5	5,623	5,399	0.4
扶助費	4,219	1,222	4,395	1,254	2.6	4,482	1,277	1.8
公債費	5,233	5,116	4,942	4,825	△ 5.7	4,949	4,831	0.1
物件費	3,607	2,899	3,619	2,865	△ 1.2	3,630	2,914	1.7
維持補修費	177	158	177	145	△ 8.2	177	145	0.0
補助費等	2,337	1,984	2,459	1,867	△ 5.9	2,487	1,904	2.0
投資的経費	2,932	738	3,977	765	3.7	5,348	782	2.2
繰出金	2,567	2,259	2,669	2,314	2.4	2,709	2,350	1.6
その他	726	74	646	65	△ 12.2	640	65	0.0
収支(ウ)=(ア)-(イ)		△ 39		△ 427			△ 960	
基金取崩し額(エ)		39		427			960	
最終収支(オ)=(ウ)+(エ)		0		0			0	
累積赤字(カ)		0		0			0	
年度末基金残高(キ)		4,300		3,873			2,913	

※「最終収支(オ)」は、収支(ウ)の不足額を基金の取崩しにより補てんした後の収支です。

※平成22年度当初予算の「年度末基金残高(キ)」は、平成22年度決算見込です。

※四捨五入のため、歳入総額(ア)と歳出総額(イ)は内訳の合計と一致しない場合があります。

※扶助費 地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法といった法令に基づいて、あるいは地方公共団体が単独で、被扶助者に対して支給する現金や物品

※公債費 地方公共団体が資金を調達するために借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子

(単位：百万円，%)

	平成25年度見込額			平成26年度見込額			平成27年度見込額		
	事業費	一般財源	対前 年比	事業費	一般財源	対前 年比	事業費	一般財源	対前 年比
歳入総額(ア)	27,794	18,963	1.4	28,266	19,017	0.3	25,352	18,835	△ 1.0
市税(地方税)	3,067	3,067	△ 0.6	3,050	3,050	△ 0.6	2,946	2,946	△ 3.4
地方譲与税	309	309	0.0	309	309	0.0	309	309	0.0
各交付金	488	488	0.0	488	488	0.0	488	488	0.0
地方特例交付金	53	53	0.0	53	53	0.0	53	53	0.0
地方交付税	13,807	13,807	2.0	13,879	13,879	0.5	13,800	13,800	△ 0.6
国県支出金	4,600	0	0.0	4,565	0	0.0	4,233	0	0.0
市債(地方債)	4,398	1,191	0.0	4,842	1,191	0.0	2,453	1,191	0.0
その他	1,072	47	0.0	1,080	47	0.0	1,070	47	0.0
歳出総額(イ)	28,508	19,677	0.0	29,044	19,795	0.6	26,137	19,620	△ 0.9
人件費	5,629	5,345	△ 1.0	5,617	5,396	1.0	5,618	5,377	△ 0.4
扶助費	4,472	1,276	△ 0.1	4,462	1,275	△ 0.1	4,452	1,275	0.0
公債費	5,048	4,931	2.1	4,913	4,795	△ 2.8	4,921	4,801	0.1
物件費	3,650	2,902	△ 0.4	3,564	2,873	△ 1.0	3,587	2,872	0.0
維持補修費	186	154	6.2	196	163	5.8	205	173	6.1
補助費等	2,469	1,889	△ 0.8	2,727	2,151	13.9	2,228	1,794	△ 16.6
投資的経費	3,715	776	△ 0.8	4,046	719	△ 7.3	2,095	752	4.6
繰出金	2,700	2,340	△ 0.4	2,698	2,344	0.2	2,847	2,496	6.5
その他	640	65	0.0	823	77	18.5	183	80	3.9
収支(ウ)=(ア)-(イ)	△ 714			△ 778			△ 785		
基金取崩し額(エ)	714			778			785		
最終収支(オ)=(ウ)+(エ)	0			0			0		
累積赤字(カ)	0			0			0		
年度末基金残高(キ)	2,199			1,421			636		

表1の収支(ウ)のとおり、現状では平成23年度から平成27年度までの5年間で毎年度約4.3億円から約9.6億円の収支不足が発生することになります。

平成27年度までは基金の取崩し等により財政運営が可能であります。普通交付税の合併算定替の段階的縮減の前に歳出構造を見直し、普通交付税の一本算定に備えておく必要があります。

2. 五島市財政改革プランの目標

「中期財政見通し(H22 試算)」において、依然として大きな収支不足が見込まれることや、平成 27 年度から開始される普通交付税の合併算定替の段階的縮減及び平成 32 年度からの一本算定による地方交付税の大幅な減少に備えるため、歳入に見合った歳出構造への転換を引き続き見直すこととし次の 3 つの項目を目標といたします。

<目 標>

I. 第 2 次財政健全化期間中の単年度収支不足を解消します。

II. 経常収支比率の現行水準維持(91%)を目指します。

III. 平成27年度における実質公債費比率を 11%以下とします。

<目標設定の理由>

①財政健全化期間中の単年度収支不足を解消します。

- ・ 歳入に見合う歳出構造への転換を目標に掲げて財政健全化を進めていく上で単年度収支不足の解消は必須の目標です。
- ・ 平成 27 年度からの普通交付税の合併算定替段階的縮減を前に単年度収支不足の解消の達成は、平成 32 年度からの一本算定にも備えた目標です。

②経常収支比率の現行水準維持(91%)を目指します。

- ・ 今後、普通交付税の大幅な減額が見込まれ、経常収支比率は 100%を超えると試算しておりますが徹底した歳出経常一般財源の見直しに努めることで現行水準の維持を目標として設定しました。

③平成 27 年度における実質公債費比率を 11%以下とします。

- ・ 平成 21 年度決算において実質公債費比率は 15.3%でした。今後は、合併特例債等を活用した大型事業を控えており、後年度の公債費負担の軽減からも実質公債費比率の削減を目標として設定しました。

※経常収支比率 地方税や普通交付税などの用途が特定されていない経常的な収入が、人件費や公債費などの経常的な経費にどれくらい充当されたかを示す指標です。比率が低いほど、独自の施策に使える財源に余裕があることとなります。

※実質公債費比率 実質的な公債費(地方債の元利償還金)が財政に及ぼす負担を表す指標です。地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合です。

3. 具体的な対策

平成22年3月に策定しました第2次五島市行政改革大綱に基づき下記のとおり取り組みます。

(1) 歳入の確保

①市税徴収率の向上

市税については、納税組合・口座振替による納税の推進や長崎県地方税回収機構との協働による滞納整理の強化を行い徴収率を向上させ、中期財政見通しの1%以上の収入増を目指します。

②市内経済の活性化による税収増

企業誘致の促進や産業の振興及び起業支援等による市内経済の活性化策を実施し、税収増を目指します。

また、雇用創出のための産業の振興や市民が安心して暮らせるような「安心・安全なまちづくり」などの事業に、事業の選択と集中により積極的に取り組みます。

③使用料・手数料の適正化

公の施設の使用料や公共サービスの手数料について、受益者負担能力や国の基準及び類似都市との均衡を勘案し適正化を図ります。

④遊休資産の活用

普通財産の有効活用を図るため、将来の行政執行や公益性等財政運営上の継続保有の必要性を検証して、遊休資産の売却や貸付を促進するとともに、既貸付地においても貸付料の見直しを行ないます。

⑤有利な地方債の活用による財源の確保

事業の実施については、緊急度や必要性を考慮し優先順位の高いものから慎重に実施しますが、その財源については辺地債、過疎債、合併特例債等の交付税措置の高い有利な地方債を可能なかぎり活用します。

また、合併特例債を活用した基金積立を計画的に実施し、将来の事業実施のための財源を確保します。

※合併市町村振興基金残高目標値・・・平成26年度末 33億8千万円

⑥その他歳入の確保

封筒等への広告収入、自動販売機設置への一般競争入札の導入を検討します。

(2) 歳出の見直し

①人件費の抑制

(ア)定員管理の適正化

第2次五島市定員適正化計画に基づき職員数を664人→607人へ削減し財政規模に応じた適正な定員管理を推進していきます。

(イ)職員給与の適正化

職員の給与についても、本市の厳しい財政状況、公務員を取り巻く社会環境、国の公務員制度改革の動向を踏まえ、国・県・他団体の給与水準を調査し、水準を上回る給与については抑制します。

(ウ)特別職給与の削減

市長等特別職の給与等についても、他自治体との均衡や財政状況等を踏まえて見直しを行いません。

(エ)特殊勤務手当の見直し

業務の実態や支給の実績を精査し、国及び他自治体の現状を調査し手当の廃止について検討します。

②公債費の抑制

普通交付税の合併算定替の段階的縮減の前までに積極的に繰上償還を行ない、後年度の公債費負担の軽減を図ります。

③補助費等の削減

補助費等（各種団体への補助金・負担金など）については、前例や踏襲に捕らわれる事なく、費用対効果や時代のニーズなどから見直しを行いません。

また、新規に補助金を創設する場合にはサンセット方式を導入するとともに、ペイアズユーゴー（pay as you go）原則を適用します。

※サンセット方式 補助金の終期を最初から設定しておいて期限到来後に継続・廃止を検討する方法。

※ペイアズユーゴー原則 新規事業着手時に財源の確保や他の歳出の圧縮を義務づけ収支のバランスを図ること。

④物件費・維持補修費の削減

民間経営手法等の活用により各種施設の統廃合や民間移譲を積極的に進め、各種施設の管理経費や維持補修費の削減を図ります。

【取組項目】

- ・ 消耗品・備品等の適正管理
- ・ 旅費の見直し（実費旅費の検討）
- ・ 公用車の一元管理
- ・ 各種施設の統廃合

⑤投資的経費の抑制

投資的経費については引き続き事業効果が薄いもの、緊急性の低いものについては、中止・縮小・延期することにより、当年度の一般財源はもとより、市債借入による将来の公債費負担を抑制します。

また、完成後に発生するランニングコストについて十分考慮し、事業実施にあたっては慎重に事業選択を行ないます。

⑥繰出金の抑制

適正な料金収入の確保、事務事業の見直し及び民間委託の導入推進により繰出金の抑制を図ります。

⑦その他歳出の抑制

上記①～⑥以外の歳出についても、事業の必要性や費用対効果を再検討のうえ、支出の抑制に努めます。

4. 健全化後の中期財政見通し（平成 23～27 年度）

前述の健全化施策を実施した場合の中期財政見通しは下表のとおりです。

表 2 財政健全化後の中期財政見通し（平成 23 年度～平成 27 年度）

（単位：百万円，％）

	平成23年度 （健全化前）		平成23年度 計画額 （健全化後）			平成24年度 計画額 （健全化後）		
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	対健全 化前	事業費	一般財源	対前 年比
歳入総額(ア)	28,076	19,050	27,638	19,618	3.0	28,272	18,741	△ 4.5
市税（地方税）	3,193	3,193	3,129	3,129	△ 2.0	3,117	3,117	△ 0.4
地方譲与税	309	309	300	300	△ 2.9	309	309	3.0
各交付金	488	488	476	476	△ 2.5	488	488	2.5
地方特例交付金	53	53	88	88	66.0	53	53	△ 39.8
地方交付税	13,769	13,769	14,502	14,502	5.3	13,536	13,536	△ 6.7
国県支出金	5,520	0	4,842	1	0.0	4,666	0	0.0
市債（地方債）	3,679	1,191	3,279	1,022	△ 14.2	5,014	1,191	16.5
その他	1,065	47	1,023	101	114.9	1,089	47	△ 53.5
歳出総額(イ)	28,503	19,477	27,817	19,797	1.6	28,269	18,738	△ 5.3
人件費	5,620	5,378	5,669	5,453	1.4	5,521	5,297	△ 2.9
扶助費	4,395	1,254	4,225	1,213	△ 3.3	4,482	1,277	5.3
公債費	4,942	4,825	5,036	4,939	2.4	4,810	4,693	△ 5.0
物件費	3,619	2,865	3,659	2,890	0.9	3,122	2,406	△ 16.7
維持補修費	177	145	175	150	3.4	177	145	△ 3.3
補助費等	2,459	1,867	2,405	1,862	△ 0.3	2,338	1,755	△ 5.7
投資的経費	3,977	765	3,290	875	14.4	4,469	749	△ 14.4
繰出金	2,669	2,314	2,696	2,343	1.3	2,709	2,350	0.3
その他	646	65	663	72	10.8	640	65	△ 9.7
収支(ウ)=(ア)-(イ)		△ 427		△ 179				3
基金取崩し額(エ)		427		179				0
最終収支(オ)=(ウ)+(エ)		0		0				3
累積赤字(カ)		0		0				0
年度末基金残高(キ)		4,300		4,121				4,121

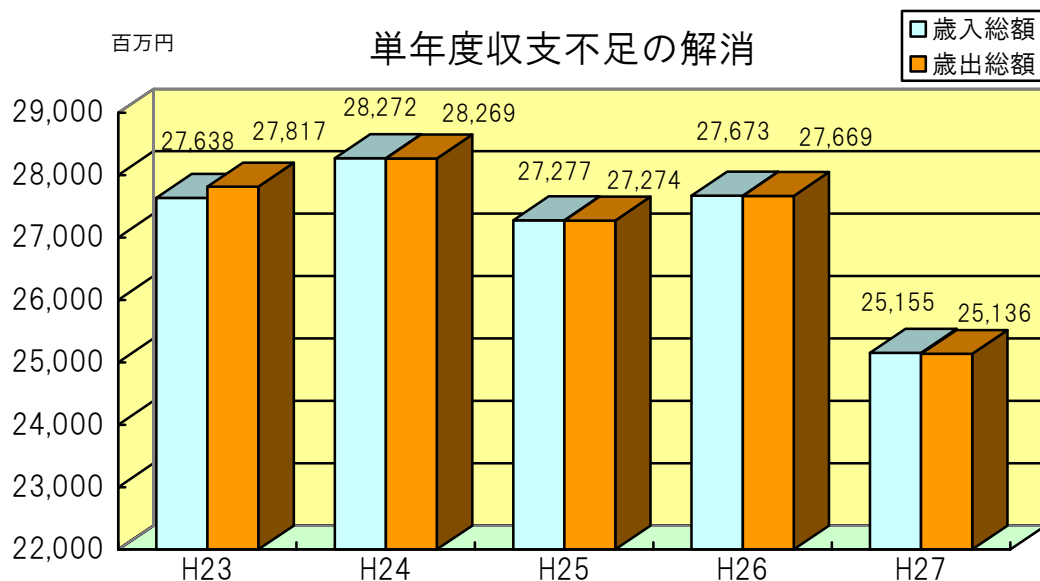
※「最終収支(オ)」は、収支(ウ)の不足額を基金の取崩しにより補てんした後の収支です。
 ※四捨五入のため、歳入総額(ア)と歳出総額(イ)は内訳の合計と一致しない場合があります。
 ※H23年度の基金取崩し額は、公債費の繰上償還のための減債基金の取崩しです。

(単位：百万円，%)

	平成25年度 計画額 (健全化後)			平成26年度 計画額 (健全化後)			平成27年度 計画額 (健全化後)		
	事業費	一般財源	対前 年比	事業費	一般財源	対前 年比	事業費	一般財源	対前 年比
歳入総額(ア)	27,277	18,993	1.3	27,673	19,047	0.3	25,155	18,864	△ 1.0
市税(地方税)	3,098	3,098	△ 0.6	3,080	3,080	△ 0.6	2,976	2,976	△ 3.4
地方譲与税	309	309	0.0	309	309	0.0	309	309	0.0
各交付金	488	488	0.0	488	488	0.0	488	488	0.0
地方特例交付金	53	53	0.0	53	53	0.0	53	53	0.0
地方交付税	13,807	13,807	2.0	13,879	13,879	0.5	13,800	13,800	△ 0.6
国県支出金	4,524	0	0.0	4,468	0	0.0	4,184	0	0.0
市債(地方債)	3,927	1,191	0.0	4,316	1,191	0.0	2,276	1,191	0.0
その他	1,072	47	0.0	1,080	47	0.0	1,070	47	0.0
歳出総額(イ)	27,274	18,990	1.3	27,669	19,043	0.3	25,136	18,845	△ 1.0
人件費	5,434	5,150	△ 2.8	5,334	5,113	△ 0.7	5,188	4,946	△ 3.3
扶助費	4,472	1,276	△ 0.1	4,462	1,275	△ 0.1	4,452	1,275	0.0
公債費	4,953	4,836	3.0	4,783	4,665	△ 3.5	4,735	4,615	△ 1.1
物件費	3,431	2,683	11.5	3,390	2,700	0.6	3,520	2,805	3.9
維持補修費	186	154	6.2	196	163	5.8	205	173	6.1
補助費等	2,321	1,741	△ 0.8	2,590	2,015	15.7	2,161	1,728	△ 14.2
投資的経費	3,138	746	△ 0.4	3,394	691	△ 7.4	1,845	728	5.4
繰出金	2,700	2,340	△ 0.4	2,698	2,344	0.2	2,847	2,496	6.5
その他	640	65	0.0	823	77	18.5	183	80	3.9
収支(ウ)=(ア)-(イ)			3			4			19
基金取崩し額(エ)			0			0			0
最終収支(オ)=(ウ)+(エ)			3			4			19
累積赤字(カ)			0			0			0
年度末基金残高(キ)			4,122			4,124			4,126

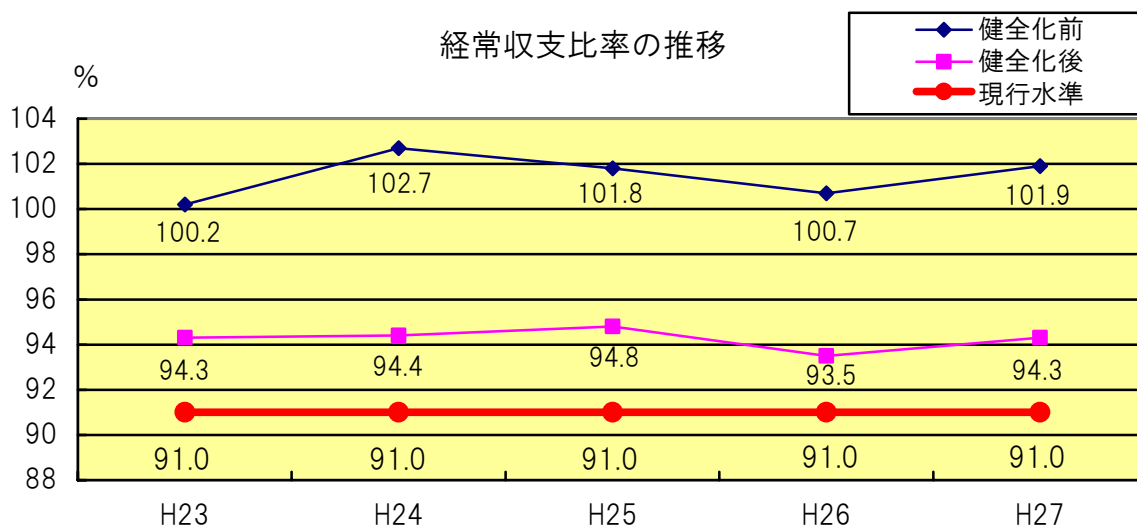
(1) 単年度収支不足の解消

単年度収支不足の解消については、下図のとおりとなる見込みです。健全化施策の実施により第2次財政健全化計画期間中の収支不足については解消されますが、平成28年度以降も普通交付税の合併算定替の段階的縮減は継続されますので、絶え間なく各年度毎の収支見通しを検証し、健全化施策を実施する必要があります。



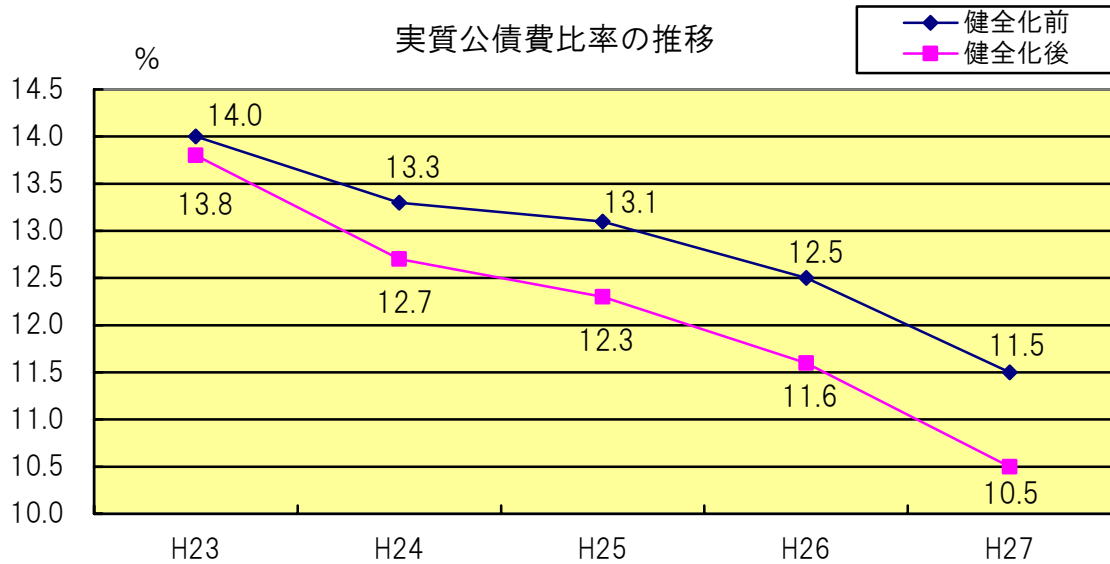
(2) 経常収支比率の推移

経常収支比率については、今後普通交付税の縮減が見込まれる中で現状の数値より上昇することが見込まれます。このような状況下において歳出経常一般財源の縮減を図ることで経常収支比率の現行水準の維持を目指します。



(3) 実質公債費比率の推移

実質公債費比率につきましては、今後予定されております大型事業や普通交付税の縮減等に備え、積極的に繰上償還を行なうとともに新規発行債については交付税算入率の高い起債の発行に努め段階的に引き下げていく計画です。



5. 第1次財政健全化計画の実施状況

(1) 3つの目標の達成状況

平成18年度に策定しました第1次財政健全化計画では以下の3つの目標を掲げて財政健全化に取り組んできました。

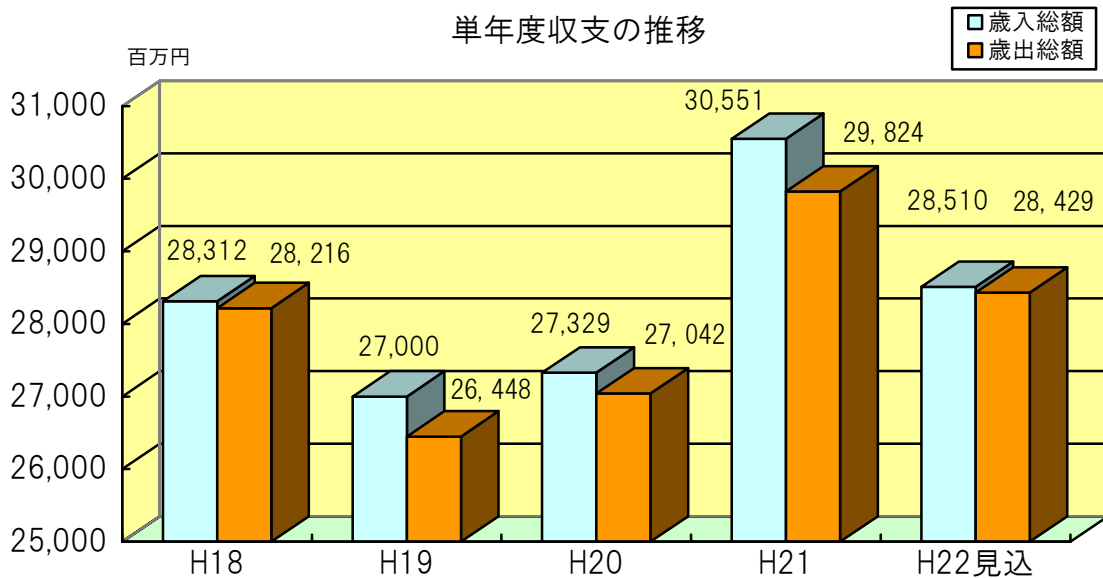
- 目標**
- ①財政健全化期間中の単年度収支不足を解消します。
 - ②平成22年度における経常収支比率を90%以下とします。
 - ③平成22年度における公債費比率を18%以下とします。

ここからは、3つの項目毎に目標の達成状況を検証します。

目標①： 財政健全化期間中の単年度収支不足を解消します。

状況： 以下のグラフのとおり平成18～22年度決算については、歳入総額が歳出総額を各年度において上回っています。

これは、職員給の10%削減や投資的経費の抑制、一般財源枠配分方式の導入により物件費や補助費等の見直しを行なった結果です。

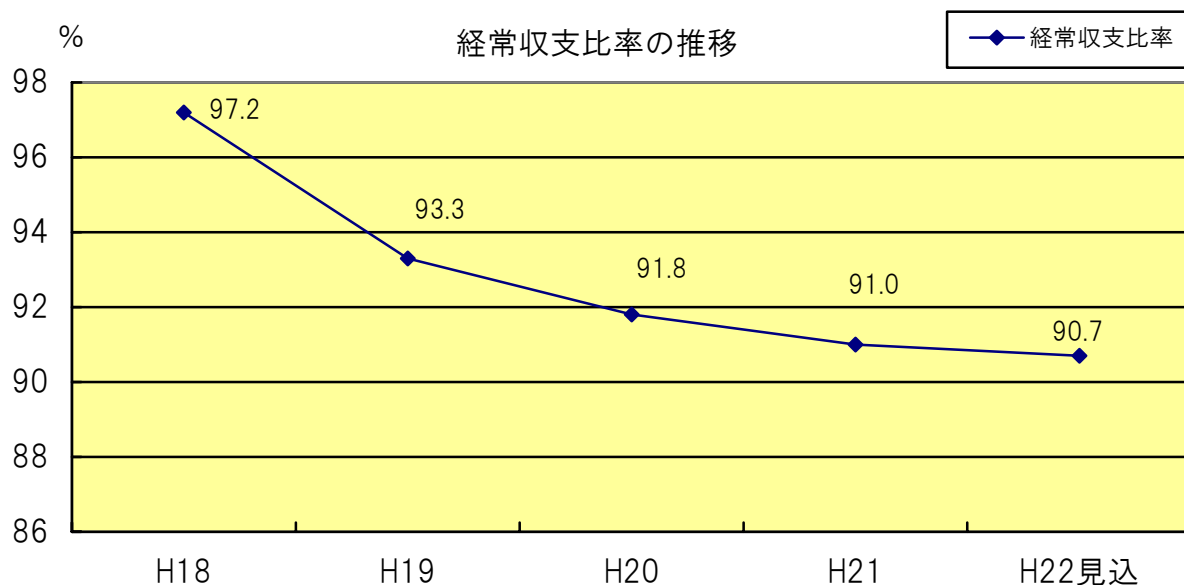


注) 実質的な財政収支を検証するために基金への積立金を歳出総額から控除しております。

目標②： 平成 22 年度における経常収支比率を 90%以下とします。

状況： 平成 22 年度における経常収支比率の見込では 90%以下の目標達成とはなりませんでしたが、以下のグラフのとおり平成 18 年度から徐々に経常収支比率は減少しております。

これは職員給の 10%削減や一般財源枠配分方式の導入等により経常歳出に充てられた一般財源の削減が図られたことや外的要因ではありますが、普通交付税の伸びにより経常収支比率の分母が増大したことによるものです。

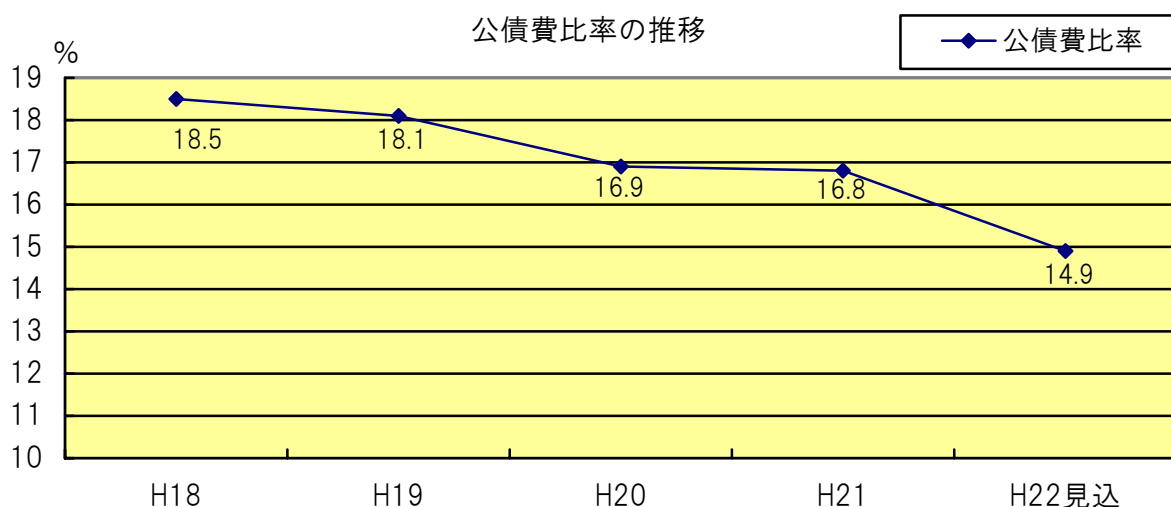


目標③： 平成 22 年度における公債費比率を 18%以下とします。

状 況： 平成 22 年度における公債費比率は、18%以下となる見込みです。

これは新規発行債の抑制により公債費そのものを削減したこと、普通交付税に算入される割合の高い起債（辺地債（元利償還金の80%算入）、過疎債（元利償還金の70%算入）、合併特例債（元利償還金の70%算入））を優先的に活用したためです。

目標を達成したとはいえ公債費比率は高水準で推移しているため今後も動向については留意する必要があります。



※ 公債費比率 次の算式で求められ、公債費の一般財源に占める割合。比率が低いほど独自の施策に使える財源に余裕があることになる。

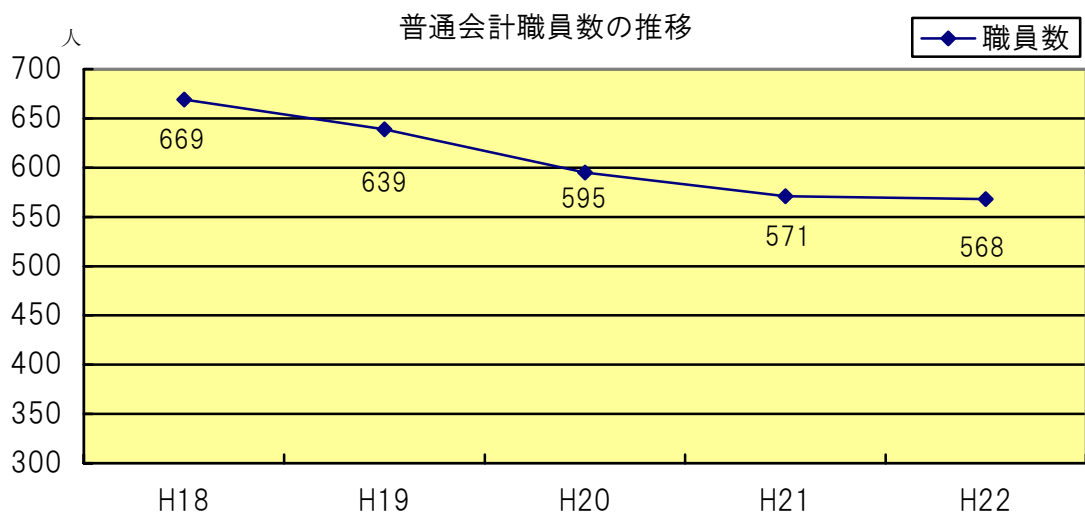
$$\frac{(\text{元利償還金} - (\text{元利償還金に充当する特定財源} + \text{普通交付税に算入されている公債費}))}{(\text{標準財政規模} - \text{普通交付税に算入されている公債費})}$$

(2) 財政健全化効果額

第1次財政健全化計画期間中に歳出削減が図られた主な項目については以下のとおりです。

第1次財政健全化計画期間中（H18～22）の歳出削減効果額・・・41億円

- ① 定員適正化の見直しによる効果額 11億8,700万円
平成20年度までは退職者不補充（消防吏員除く）により人員の削減に努め定数の削減を行ないました。

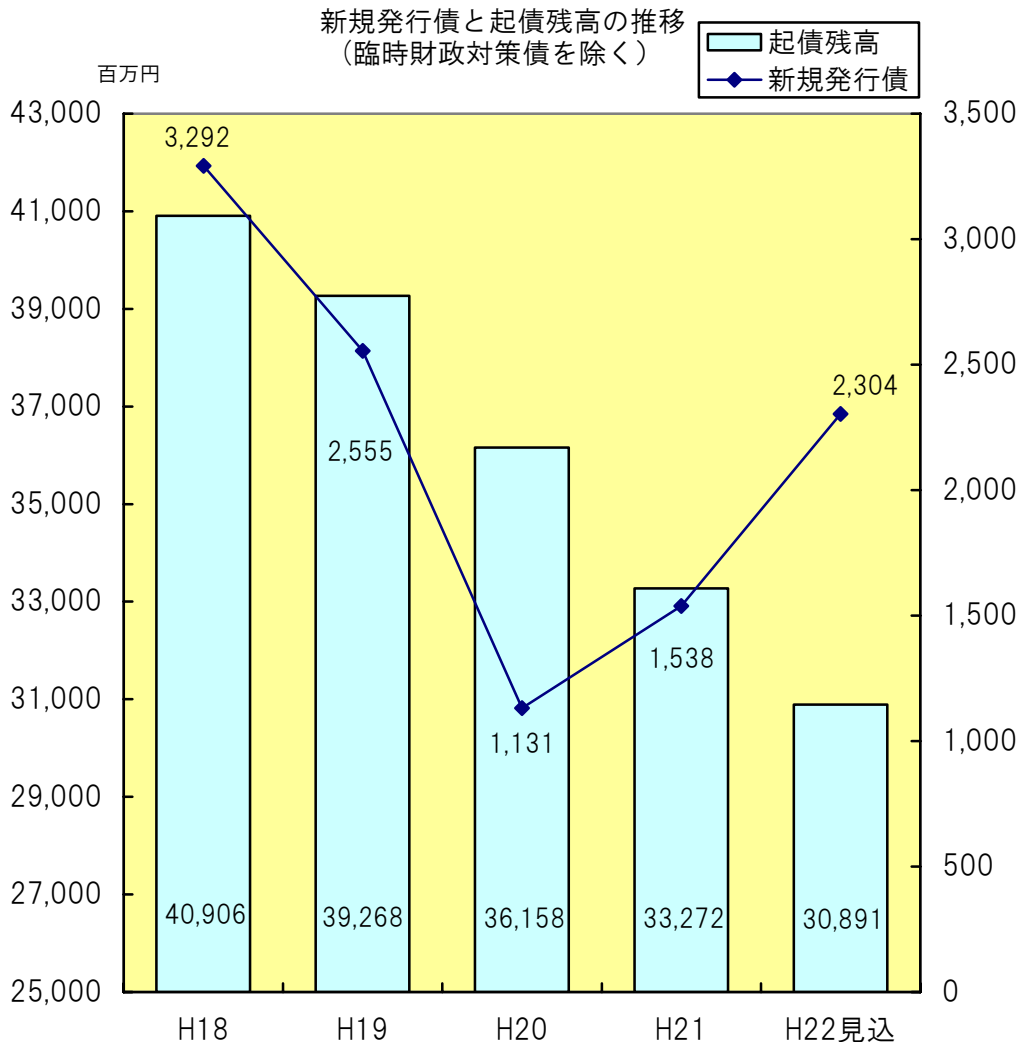


- ② 職員給の減額措置（H18～20） 13億6,300万円
平成18年度～平成20年度までの3年間全職員の職員給を10%削減しました。
- ③ 特別職給与・議員報酬の減額措置（H18～22） 5,700万円
平成18年度～平成22年度までの5年間で特別職については、10%～30%削減し、議員報酬については3%～5%削減しました。
- ④ 養護老人ホームの民間移譲による効果額 1億3,300万円
平成18年度に養護老人ホーム「たちばな荘」を民間へ移譲し、平成22年度からは養護老人ホーム「松寿園」について指定管理者制度を導入しております。

- ⑤ 保育所施設の閉園等による効果額 1億2,700万円
 少子化等による児童減少に伴い保育所施設等の運営を積極的に見直しました。

(閉園・・・浜窄保育所、みいらく保育所)
 (休園・・・大宝へき地保育所、七岳へき地保育所)

- ⑥ 公債費の縮減による効果額 5億4,700万円
 各年度の新規発行債（臨時財政対策債除く）を縮減し公債費の圧縮を図っております。平成19年度～平成21年度にかけて補償金免除の公的資金繰上償還を実施しております。

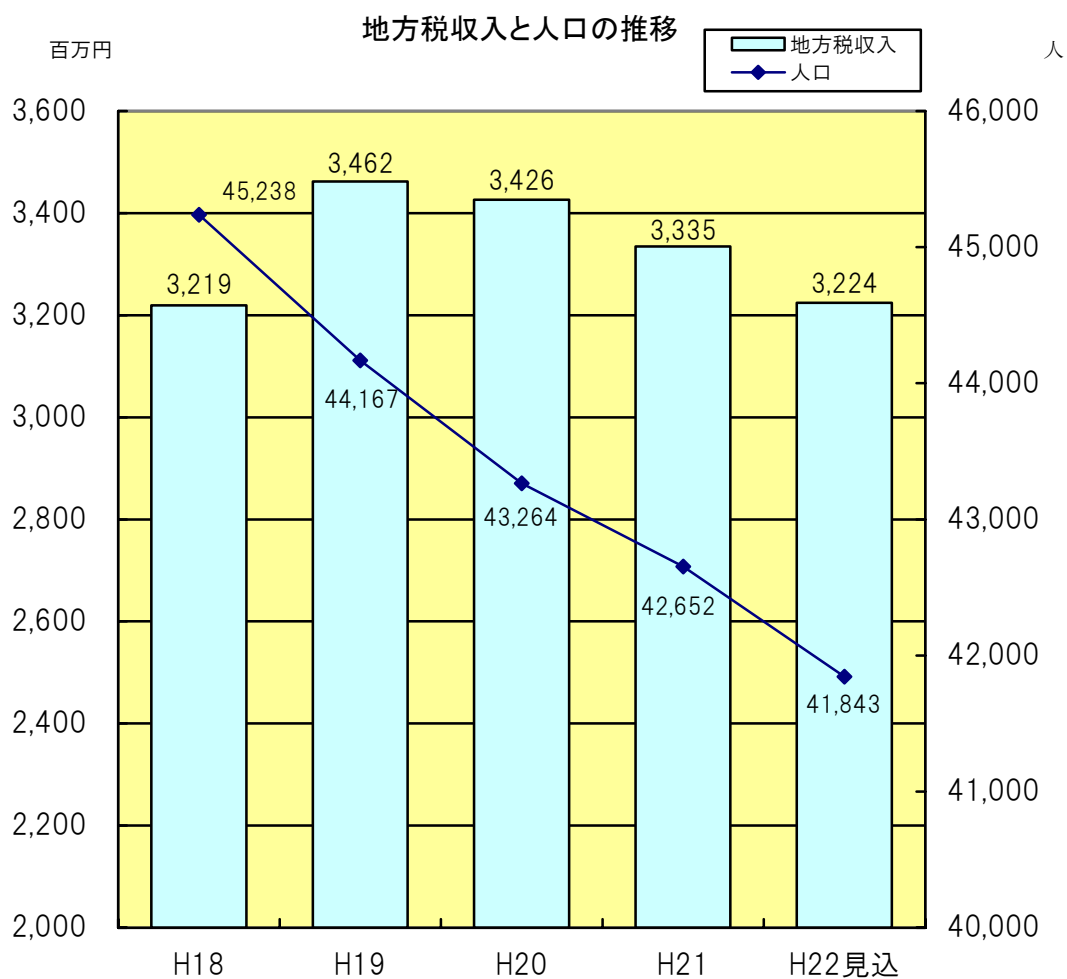


6. 財政状況の推移

ここでは、第1次財政健全化計画の下で財政運営を行ない各種財政状況等を表す数値がどのように推移しているかをまとめています。

(1) 地方税収入

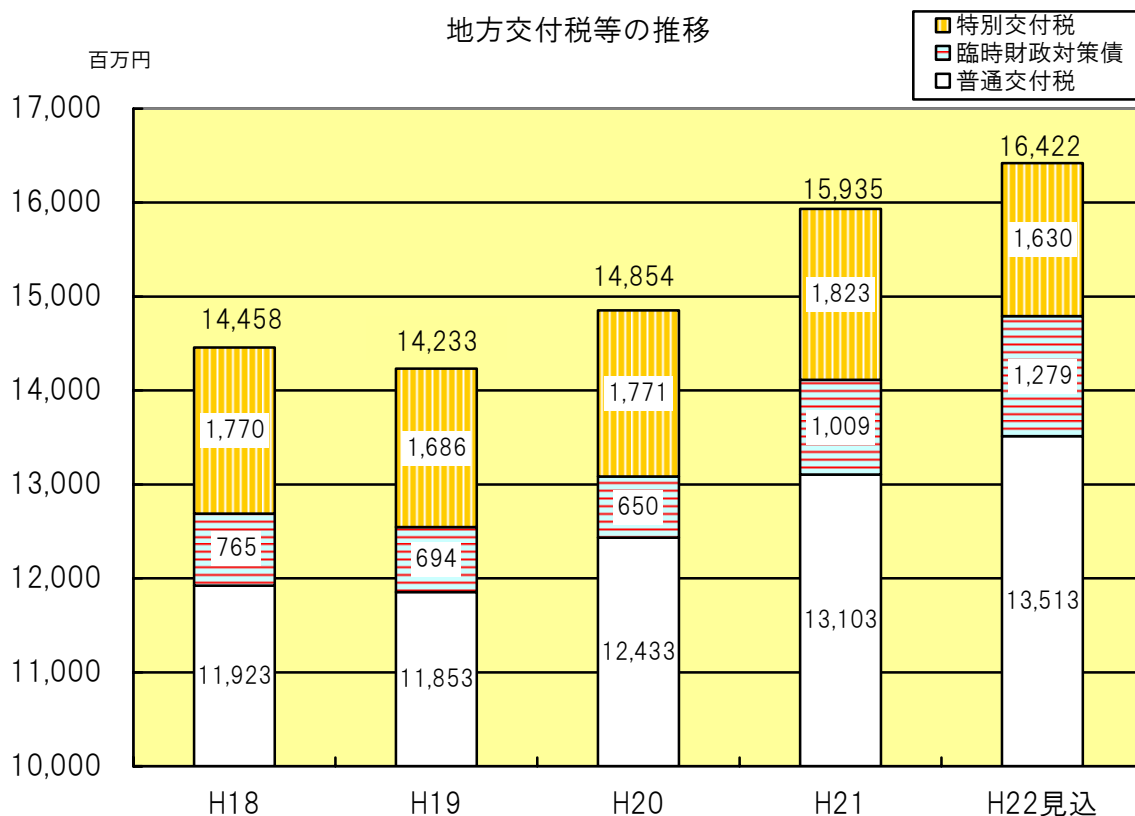
平成19年度は、国の税源移譲により上向いたものの、その後は長引く景気低迷や加速する少子高齢化及び過疎化の影響により漸減しており、今後もこの傾向は続くものと思われます。



(2) 地方交付税

平成 20 年度以降国の地方財政対策等により普通交付税は伸びており、自主財源に乏しく地方交付税に依存している本市においては、財政運営が一時的に好転している大きな要因であります。

しかし、今後は今年度実施された国勢調査により人口減が予想され、人口を配分基礎の数値として使用する普通交付税等の落ち込みが予想されます。



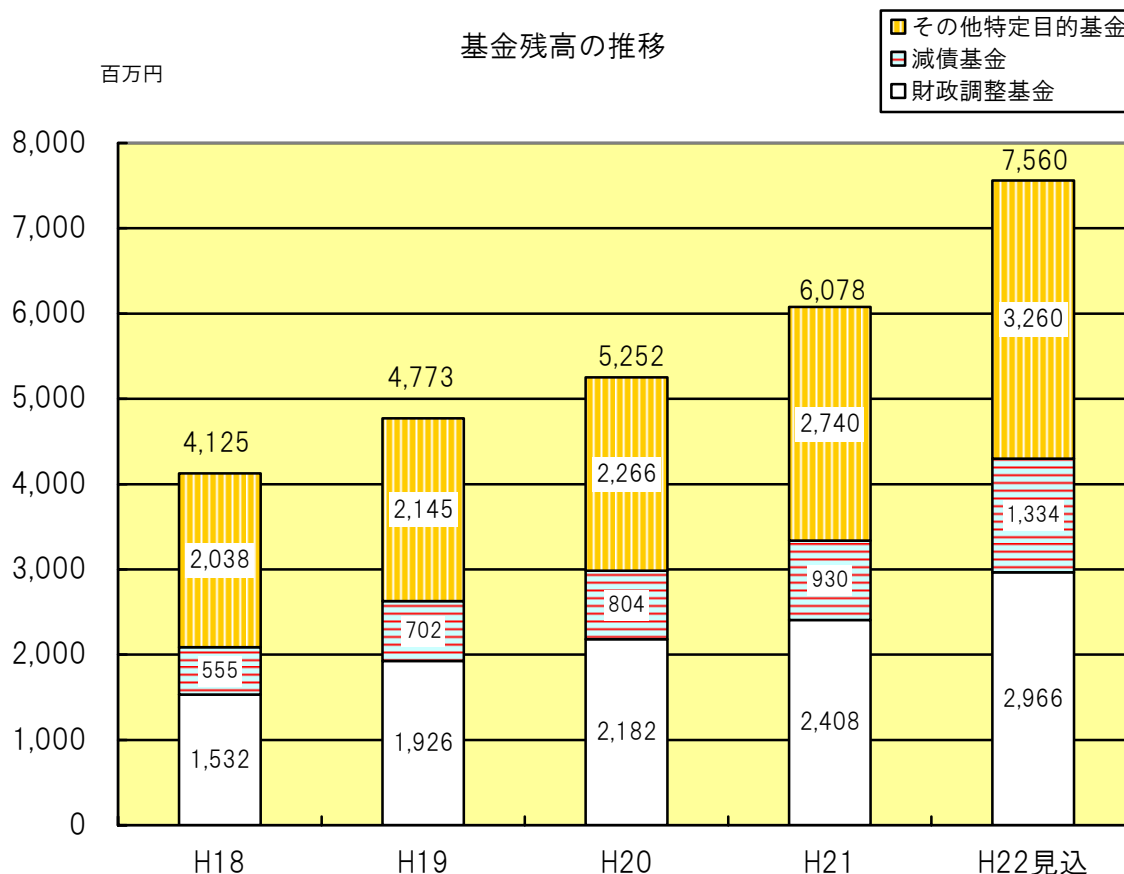
注) H22 見込の特別交付税額は当初予算額です。

※特別交付税 普通交付税に反映されない災害などの特別な財政需要に対して交付される税をいう。

※臨時財政対策債 財源不足を補てんするために借り入れる地方債で、平成 13 年度以降、地方交付税から振り替えられている。

(3) 基金

第1次財政健全化計画策定前には平成19年度末には基金が底をつくという最悪の事態が想定されていましたが基金の枯渇も回避され、基金残高も増加しております。



※財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための積立金
※減債基金	地方債の償還に充てるための積立金
※その他特定目的基金	その他の特定の目的に使用するための積立金

(4) 財政構造の変化

ここでは、第1次財政健全化計画の策定前と策定後で財政構造にどのような変化が起こったのかまとめています。

①歳入

歳入総額が△5.9%と減少している中で地方交付税は7.1%増加しており、構成比で見ると43.1%→49.0%と地方交付税への依存度が上昇しています。

一方で、地方債は△33.2%減少し公債費の縮減が進んでいる結果となっております。繰入金についても財政調整基金繰入金の減等により△79.9%と大幅に減少しております。

また、類似団体との比較では、図2で指し示すとおり類似団体の人口1人当たりの金額を100とした場合、自主財源は類似団体の数値を下回っているものの、依存財源は依然として高水準で推移しており脆弱な財政構造に大きな変化はありません。

図1 歳入内訳

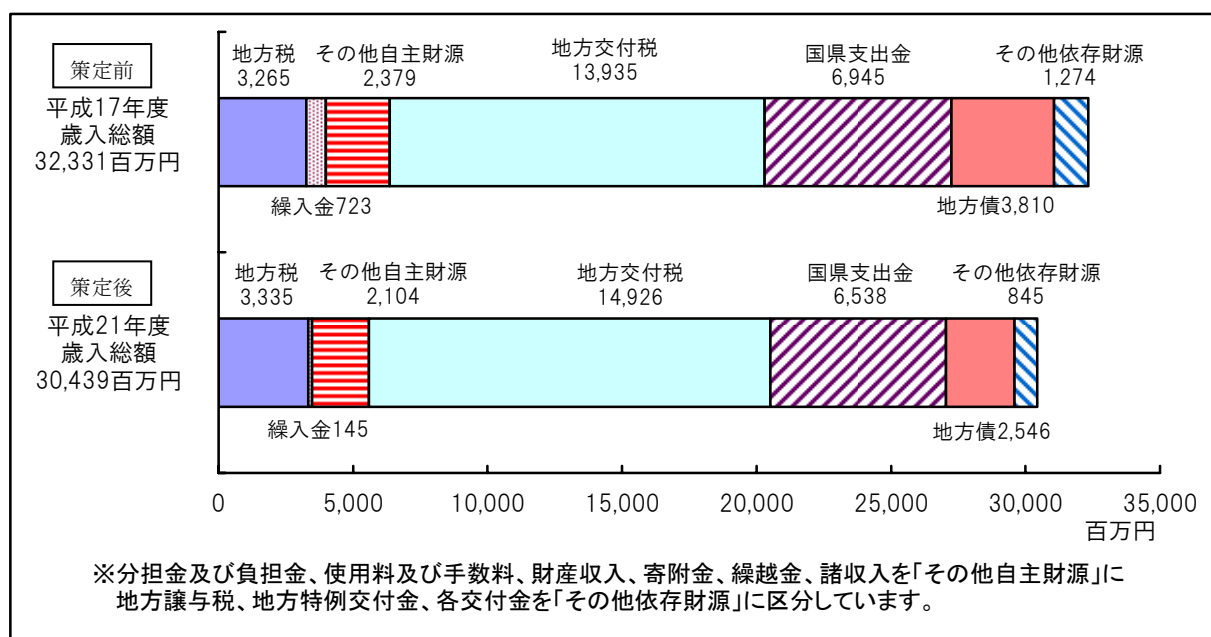
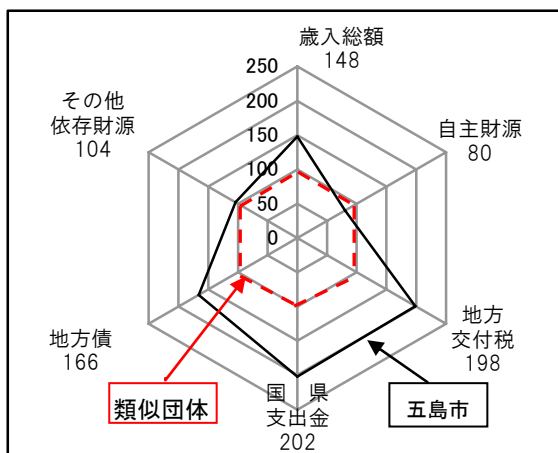


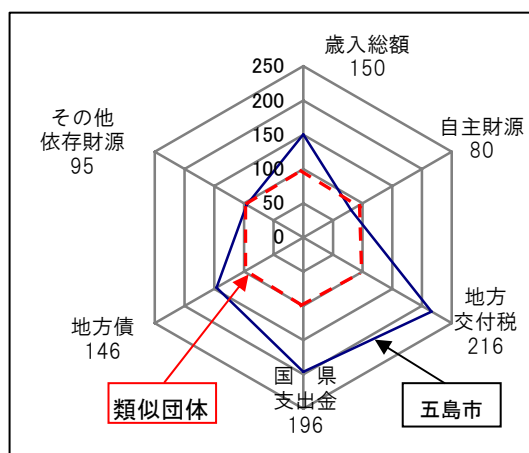
図2 類似団体との歳入比較（人口1人当たり額）

H17



平成17年度の類似団体の数値を100として五島市の平成17年度決算の数値と比較したもの
 ※類似団体・・・人口、産業構造が類似した団体

H21



平成20年度の類似団体の数値を100として五島市の平成21年度決算の数値と比較したもの

※自主財源 地方税、使用料など地方公共団体が自主的に収入しうる財源で、歳入総額に占める割合が高いほど望ましい。
 ※依存財源 地方交付税、国県支出金など、国や県の判断により用途や金額が決定される財源

②歳出

歳出総額が△6.5%と減少している中で特に減少幅が大きいのが投資的経費の△37.4%で投資的経費の抑制が進んだ結果です。

一方で、扶助費は9.8%増加しており、少子高齢化に伴う社会保障費の増加による影響であると考えられます。

図3で歳出の内訳を見ると、義務的経費である人件費、扶助費及び公債費が全体の50.1%を占め依然として大きな負担となっており、財政の硬直化を表しております。

図4を見ると、類似団体の人口1人当たりの額を100として比較した場合、投資的経費は205→164へと大きく減少しましたが、公債費は183と高水準で推移しており、大きな負担となっております。

また、人件費についても138→151と増加しており、義務的経費の縮減は大きな課題となっております。

図3 歳出内訳

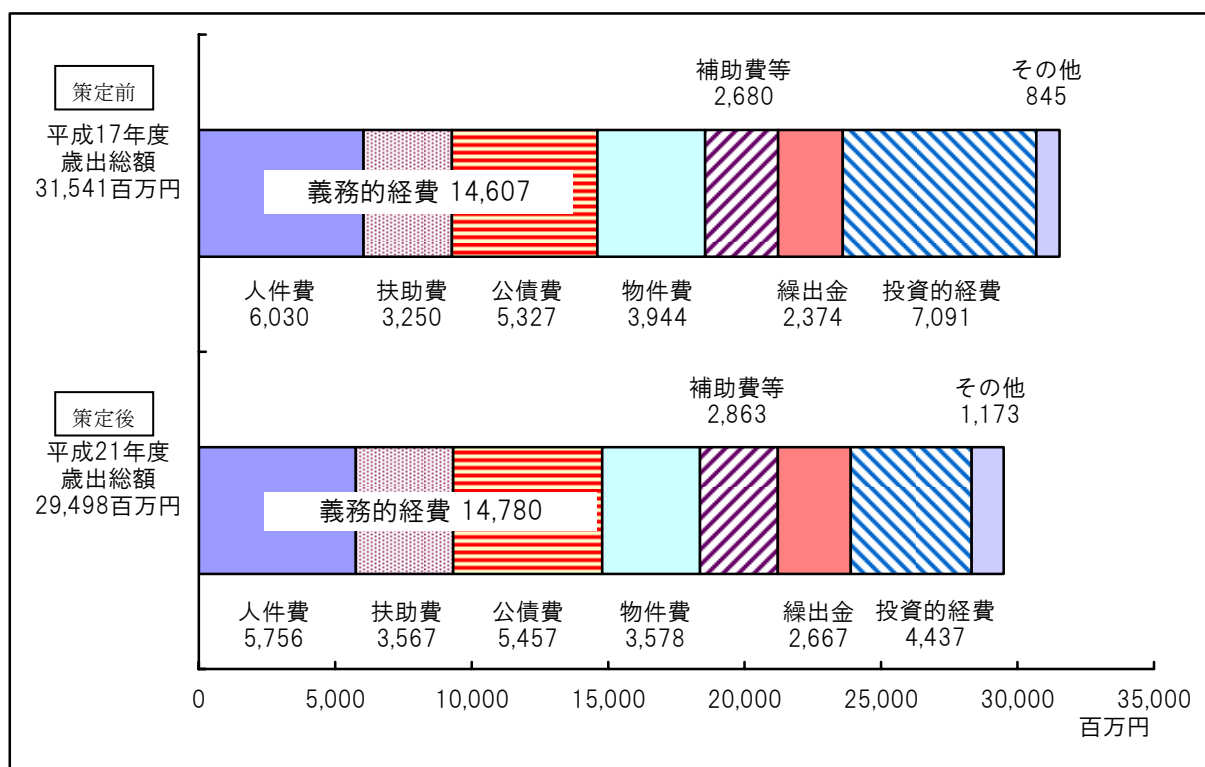
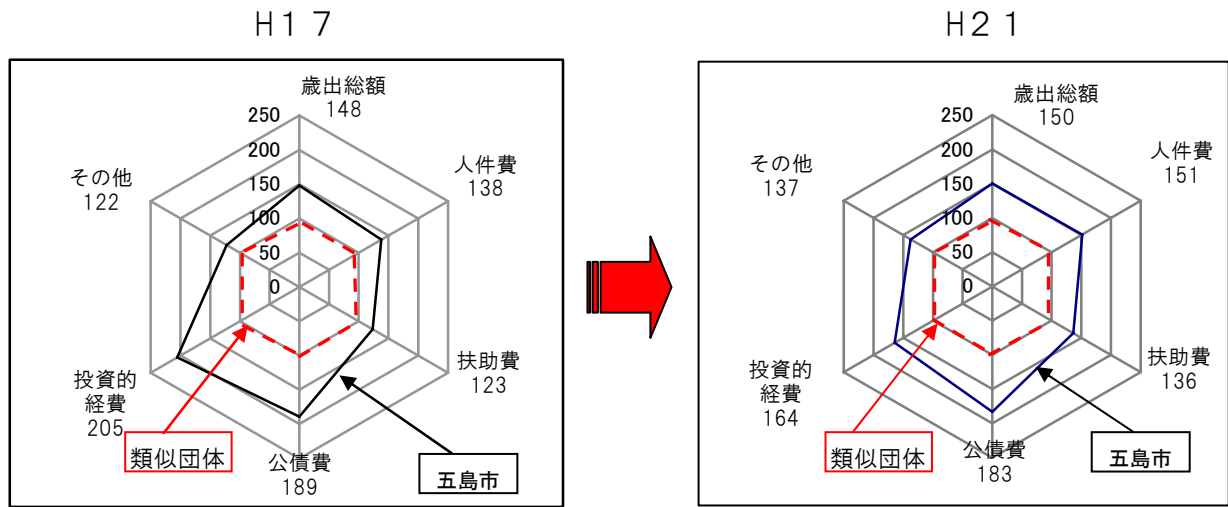


図4 類似団体との歳出比較（人口1人当たり額）



平成17年度の類似団体の数値を100として五島市の平成17年度決算の数値と比較したもの

平成20年度の類似団体の数値を100として五島市の平成21年度決算の数値と比較したもの

おわりに

第1次財政健全化計画では、「財政再建団体」への転落を回避すべく財政運営を行なってまいりました。

市民の皆様のご協力・ご支援により「財政再建団体」への転落は回避し、基金残高も増加しております。

しかしながら、自主財源に乏しい当市の脆弱な財政構造は課題として残されており、合併後10年間継続される普通交付税の合併算定替えの期限も迫ってきております。

また、少子高齢化・過疎化に伴う社会保障費の自然増や目まぐるしく変化する社会情勢や経済情勢等の多くの課題とも向き合っていかななくてはなりません。

今後は、本計画に基づき更なる財政健全化に努めて、限られた財源の中でも「選択と集中」により財源配分を行ない市民生活への影響を最小限に留め、「歳入に見合う歳出構造への転換」を図っていきます。

引き続き市民の皆様のご協力・ご支援をお願い申し上げます。



参 考

[中期財政見通し（P4～P5）の試算方法]

注）現行の制度がそのまま継続していくとの仮定の下での試算であり、今後国の制度の見直しや社会情勢による変動が大いに予想されるため、必ずしも試算のとおりに移していくとは限りません。

あくまでも現時点での見通しという推計であり、適宜見直しを行なっていきます。

（１）歳入

- ①市税（地方税）…各年度、税目ごとに見込み額を試算
- ②普通交付税…平成22年度国勢調査人口速報値により試算
事業費補正及び公債費については市債の額と連動し推計
- ③特別交付税…平成22年度当初予算ベースで推計
- ④国・県支出金…各年度の事業計画から積み上げて試算
- ⑤市債…各年度の事業計画から積み上げて試算
臨時財政対策債は推計値で推移
- ⑥その他…事業計画等から積み上げて試算

（２）歳出

- ①人件費のうち
 - ・職員給与費…平成22年4月1日現在の職員数で推移していくと仮定して試算
 - ・特別職給与…減額前の数値で試算
 - ・議員報酬、委員等報酬、退職手当事業負担金…見込額を計上
- ②公債費…各年度の地方債借入額から試算
- ③繰出金…特別会計の各年度収支見込より試算
- ④上記①～③以外
…平成22年度当初予算額をベースに、平成22年度当初予算と比較して、今後一定額以上の事業費又は一般財源の増減がある事業（本市の予算単位でいう細々目）の増減を見込んで試算
ただし、一定額未満の減額であっても、期間中に細々目単位で事業が終了する場合は減額を見込む